

親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情

補足資料

引用元

- 養育費不払い、親子引き離し問題の深刻さについて
自民党司法制度調査会 2020 提言 19 ページから抜粋 . . . 2 ページ
- 先進国の子どもの幸福度ランキングの深刻さについて
ユニセフ報告書「レポートカード 16」 ホームページから抜粋 . . . 3 ページ
- UNCRCからの勧告について
外務省 児童の権利条約 同報告書審査後の同委員会の総括所見（仮訳）
4、5、7 ページから抜粋 . . . 4 ページ
- 欧州議会の勧告について
欧州議会 2020 年 7 月 8 日発表の決議文 3、15～17、23 項を抜粋 . . . 5～6 ページ
- 子どもの権利条約について
(公財) 日本ユニセフ協会 ホームページのポスターより . . . 7 ページ

内する動画の作成・インターネット上での配信

無戸籍者やその母等関係者に対し、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報を、容易にアクセスできる方法により、かつ分かりやすいコンテンツで提供することは、無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消の促進につながると考えられる。具体的な施策としては、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報に関する動画を作成し、インターネットで配信することが有用である。

オ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化

無戸籍者解消に向けた具体的施策を実施していく上で、市区町村を指導し、これと協同して一人一人に寄り添った手厚い手続支援を実施する法務局の体制を強化していくことは、従前に引き続き不可欠である。

カ 嫡出推定制度の見直しを着実に前進させること

嫡出推定制度の見直しについては、法制審議会民法（親子法制）部会において調査審議中であるが、無戸籍者が社会生活上多大な不利益を被っていることに鑑みれば、充実した調査審議が行われることを前提として、できる限り早期の答申がされることが期待される。

また、検討に当たっては、無戸籍者やその支援者の声を十分に聞き、実情を踏まえた制度設計を行うべきである。

4 離婚をめぐる子の養育に関する問題

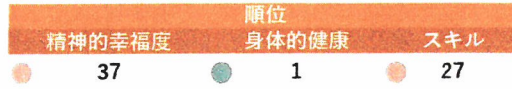
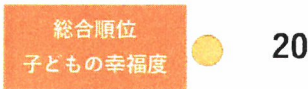
そのほか、当調査会犯罪被害者等支援PTにおいては、離婚をめぐる子の養育に関する問題についてもヒアリングを行った。

父母が様々な理由で離婚する場合であっても、子が両親の十分な情愛の下で養育されることが、子の成長ひいては日本の未来にとって重要であることはいうまでもない。しかしながら、日本では、離婚を巡って夫婦間で子の連れ去りが起きたり、子と別居親との関係が遮断されるケースも少なくない。また、養育費の不払いが子の貧困を招いている。

日本の宝である子の権利や将来を守るため、離婚後の親権制度の在り方、養育費の確保、面会交流の改善など、それぞれの課題について、諸外国の取組に学びつつ、党内の関係組織とも連携して、引き続き検討を進めていく。

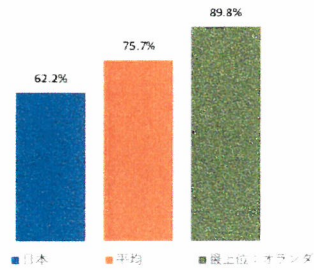
国:

日本



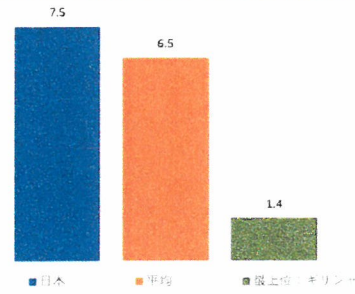
順位
● 上位グループ
● 中位グループ
● 下位グループ

15歳時点で生活満足度の高い子どもの割合 (2018年)

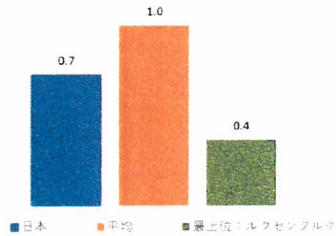


精神的幸福度

15~19歳の若者の自殺率 (10)
万人あたりの自殺者数、2013年~2015年の3年間の平均

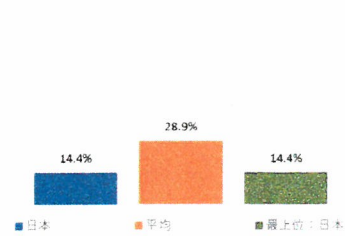


5~14歳の子どもの死亡率
(1,000人あたりの死亡数、2018年)

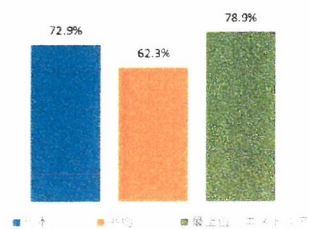


身体的健康

過体重または肥満である5~19歳の子どもと若者の割合 (2016年)

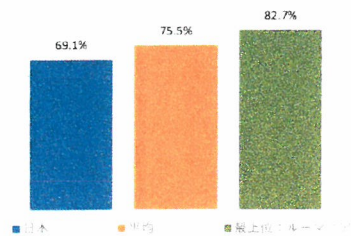


PISAテストの読解力・数学分野で基礎的習熟度に達している15歳の生徒の割合 (2018年)



スキル

「すぐに友達ができる」と答えた15歳の生徒の割合 (2018年)



児童の最善の利益

19. 委員会は、最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利が、特に教育、代替的監護、家族争議及び少年司法において適切に取り入れられず、また、一貫して解釈及び適用されていないこと、並びに、司法、行政及び立法機関が、児童に関連する全ての決定において児童の最善の利益を考慮していないことに留意する。最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利に関する一般的意見第14号（2013年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、児童に関連する全ての法律及

4

CRC/C/JPN/CO/4-5

び政策の影響評価を事前又は事後に実施するための義務的手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、児童に関わる個別の事案で、児童の最善の利益に関する評価が、多職種から成るチームによって、児童本人の義務的参加を得て必ず行われるよう勧告する。

児童の意見の尊重

21. 2016年の児童福祉法の改正が児童の意見の尊重に言及していること、また、家事事件手続法が当該手続における児童の参加に関わる規定を統合していることに留意しつつ、委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する児童の権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

22. 聴取される児童の権利に関する一般的意見第12号（2009年）を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、児童に対する脅迫及び処罰を防止するための保護措置をとりつつ、意見を形成することのできるいかなる児童に対しても、年齢制限を設けることなく、その児童に影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、児童の意見が正當に重視されることを確保するよう要請する。委員会はさらに、締約国が、聴取される権利を児童が行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的監護及び保健医療の現場、児童に関わる司法及び行政手続、並びに地域コミュニティにおいて、環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、全ての児童が影響力を持つ形で参加することを積極的に促進するよう要請する。

CRC/C/JPN/CO/4-5

F. 家庭環境及び代替的監護（第5条、第9～11条、第18条(1)及び(2)、第20条、第21条、第25条及び第27条(4)）

家庭環境

27. 委員会は、締約国が、以下を行うため、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

- (a) 仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること等の手段によって家族の支援や強化を図り、また、とりわけ児童の遺棄や施設措置を防止するため、困窮している家族に対して十分な社会的援助、心理社会的支援や指導を提供すること。
- (b) 児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること。
- (c) 家庭争議（例えば児童の扶養料に関するもの）における裁判所の命令の法執行を強化すること。
- (d) 子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約、扶養義務の準拠法に関する議定書、及び親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約の批准を検討すること。



TEXTS ADOPTED

P9_TA(2020)0182

International and domestic parental abduction of EU children in Japan

European Parliament resolution of 8 July 2020 on the international and domestic parental abduction of EU children in Japan (2020/2621(RSP))

The European Parliament,

3. Highlights the fact that human rights principles for children are dependent on the national actions of the Japanese Government; stresses that a number of legislative and non-legislative measures are required to safeguard, inter alia, a child's right to both parents; urges the Japanese authorities to enforce effectively court decisions on access and visiting rights granted to left-behind parents and on the latter maintaining meaningful contact with their children who reside in Japan; stresses that these decisions are to always be taken with the child's best interests in mind;

子どもの人権原則が日本政府の国家活動に左右されているという事実を強調する。また、とりわけ両方の親に対する子どもの権利を守るために、多くの立法的および非立法的な措置が必要であることを強調する。また、取り残された親に与えられるアクセス権と訪問権、および日本在住の子どもとの有意義な接触を維持するために、裁判所の決定を効果的に執行するように日本の各当局に要請する。この決定は、常に子どもの最善の利益を念頭に置いてなされるべきであることを強く主張する。

15. Emphasises that limiting or completely denying parents access and visiting rights runs counter to Article 9 of the UNCRC;

親のアクセス権と訪問権を制限、あるいは完全に無視することは、UNCRC（子どもの権利条約）第9条に反するという重要性を重視する。

16. Requests that the Commission and the Council highlight the obligations of Parties to the UNCRC and in particular, the rights of children to maintain personal relationships and direct contact with both parents on a regular basis, unless it is contrary to the child's best interests;



UNCRC（子どもの権利条約）締約国の義務、とりわけ、子どもの最善の利益に反しない限りは両方の親との定常的な人間関係および直接の接触を維持するという子どもの権利を強調するよう、〈欧州〉委員会および〈欧州〉理事会に対し要請する。

17. Calls, in this respect, on the Japanese authorities to follow international recommendations to introduce the necessary changes to the country's legal system and put in place the possibility for shared or joint custody after the dissolution of the parents' relationship in order to bring their domestic laws into line with their international commitments, and to ensure that visiting and access rights reflect their obligations under the UNCRC; calls on the Japanese authorities to uphold their commitments to the UNCRC, which they ratified;

この点において、日本の各当局の国際的なコミットメントと国内法を一致させるため、両親の関係が破綻した後の共有または共同監護を可能にすべく必要な法制度の変更を実施するようにという国際的な勧告に従うこと、ならびに UNCRC（子どもの権利条約）の下での義務を反映したアクセス権と訪問権となることを確実にすることを、日本の各当局に対し要請する。また、日本の各当局に対し、批准した UNCRC へのコミットメントを守るよう要請する。

23. Calls on the Member States to undertake joint efforts and include this issue on the agenda of all bilateral or multilateral meetings with Japan in order to put pressure on the Japanese authorities to implement fully their obligations under international legislation on child protection;

子どもの保護に関する国際法の下での義務を日本の各当局に完全に履行させるよう圧力をかけるため、〈EU〉各加盟国に対し、共同の取り組みに着手し、日本とのすべての二国間または多国間会議の議題にこの問題を盛り込むよう要請する。

1  子どもの定義	2  差別の禁止	3  子どもにもっともよいことを	4  国の義務	5  親の指導を尊重	6  生きる権利・育つ権利	7  名前・国籍をもつ権利
8  名前・国籍・家族関係を守る	9  親と引き離されない権利	10  別々の国にいる親と会える権利	11  よその国に連れさられない権利	12  意見を表す権利	13  表現の自由	14  思想・良心・宗教の自由
15  結社・集会の自由	16  プライバシー・名誉は守られる	17  適切な情報の入手	18  子どもの養育はまず親に責任	19  暴力などからの保護	20  家庭を奪われた子どもの保護	21  養子縁組
22  難民の子ども	23  障がいのある子ども	24  健康・医療への権利	25  施設に入っている子ども	26  社会保障を受ける権利	27  生活水準の確保	28  教育を受ける権利
29  教育の目的	30  少数民族・先住民の子ども	31  休み、遊ぶ権利	32  経済的搾取・有害な労働からの保護	33  麻薬・覚せい剤などからの保護	34  性的搾取からの保護	35  誘拐・売買からの保護
36  あらゆる搾取からの保護	37  拷問・死刑の禁止	38  戦争からの保護	39  被害にあった子どもを守る	40  子どもに関する司法	41  子どもにとってもっともよい法律	42  条約の広報

43-54

条約のしくみ

子どもの権利条約



「別居・離婚後の面会交流についての法整備を 求める意見書の提出」を求める陳情書

参考資料

引用元

- 子育て改革のための共同親権プロジェクト 基本政策提言書（要約）
2020年11月17日参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子議員にて紹介
・・・2ページ、3ページ
- 2020年11月6日 京都新聞 子育て改革のための
共同親権プロジェクトの掲載記事
・・・4ページ

「単独親権制度」の問題と「共同親権制度」の期待効果

現状「単独親権制度」による問題

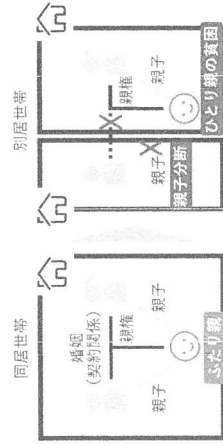
- ◆こどもの視点から毎年、産まれた子ども
 - 5人に1人が片親を失い (21.3万人)
 - 6人に1人が親子分断に (14.5万人)
- 毎日、400人の子どもが片親と生き別れに
- ◆親の視点から毎年、結婚したカップルの
 - 5組に1組が母子世帯 (11.4万人)
 - うち半数が貧困母子家庭 (5.8万人)
- 山路を登りながら 7組に1組が親子生き別れに (8.5万人)

「共同親権制度」の期待効果

- ◆直接的効果
 - 親子分断、祖母祖父一孫の分断解消
 - 子の連れ去りの抑止
 - 母子家庭の貧困解消
 - 家族紛争の抑制・家庭裁判所の機能回復
 - こどもの人権の保障
 - 国際的信用の回復
- ◆間接的効果
 - 固定的性的役割分担意識の解消
 - 社会全体での子育て意識醸成
 - 1人あたり名目 GDP の向上

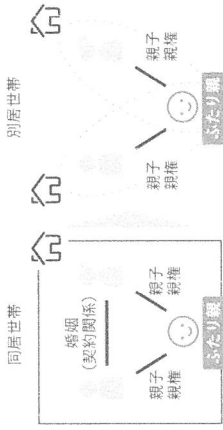
共同親権により作り上げられる「家庭」

単独親権制度が作り上げた「家庭」



- ・ 居住場所である「世帯」に家庭が従属。「婚姻関係」に「親子関係(親権)」が従属するため、契約関係である「婚姻」が終了すると、子どもは片親しか支えられない法的構造。
- ・ 「親子分断」や「ひとり親の貧困」を生み出す。

共同親権により作り上げられる「家庭」



- ・ 家族を構成するメンバーがそれぞれ「夫婦関係」、「親子関係」を持つ。
- ・ 生来の「親子関係」と「親権」が一致し、「夫婦関係」状態によって分断されることなく、分担・協力して子どもを支え続ける。
- ・ 子どもにはずっと「ふたり親」があり、2つの「世帯」に属する。

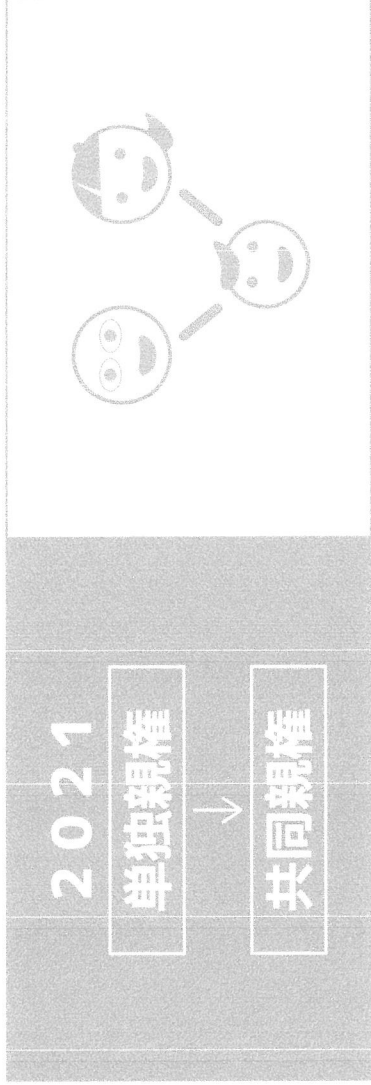
著者・発行者 ■ 子育て改革のための共同親権プロジェクト
 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目1番17号 丹生ビル2階
<https://joint-custody.org>
info@joint-custody.org
 050-3479-8403
 作成協力 ■ 共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会
 新しい親子交流・Promotion Organization

基本政策提言書

<要約版>

2021年民法改正★男女平等子育ての幕開け

～親子生き別れ!? ひとり親の貧困!? 家庭から社会を変革しよう～



今から約35年前の男女雇用機会均等法から続く女性活躍推進の流れの中で、女性も男性も社会に出て働くことが求められるようになった。しなしながら、私たち日本は現代においても「男性は仕事、女性は家庭」から抜け出せておらず、先進国の中で異例の男女格差が大きい国と言われている。この根本原因は、家庭における性別役割分担を決める民法の「単独親権制度」を残存させているからであり、男女平等を図る各種政策と矛盾している。更に「単独親権制度」の弊害は大きく、2020年7月にE.U.議会にて決議を受けた日本国内の事実誘拐(子の連れ去り)・親子分断の問題や、母子家庭の貧困問題に繋がっている。

毎日400人の子どもたちが、片親と生き別れにさせられるという非人道的な問題を、今日も「単独親権制度」が作り出している。子どもたちは日々成長しており、当事者は一日たりとも待つことが出来ない。

男女平等の子育て・社会を実現するために、私たちは一刻も早く、遅くとも2021年までに民法の単独親権制度を廃止することを提言する。

2020年10月26日

子育て改革のための共同親権プロジェクト

私たちは男女平等の子育てを実現するために、次の提言をする。

＜大提言＞

2021年までに民法の単独親権制度を廃止

現状は単独親権制度により、二人の親の間で法的な不平等が存在する。この法的な不平等により、家族関係問題を解決する家庭裁判所が判断を行うため、単独親権制度が維持されたまま二人の親の間の不平等は無くなることはない。男女平等の子育てに必要とするためには、民法の単独親権制度の廃止を第一にすることを求める。

この大提言の実施を前提とすうえで、以下基本政策を進める必要がある。

①親の権利と養育責任の明確化と子どもが両親から愛される権利の保障

日本における親としての権利や責任は親権として定められているが、民法の定義は曖昧で、専門家の間でも考え方にズレがある。また民法では子どもの視点に立ち、両親と関わることを要されることを定めるような規定は無く、民法上子どもの権利は無いに等しく、子どもは親の所有物として取り扱われている。親が親子として関係を維持し続けるためにも、親の権利（養育権）を基本的人権として明確に規定し、「親」そして「子ども」両者の視点に立った法整備をする必要がある。

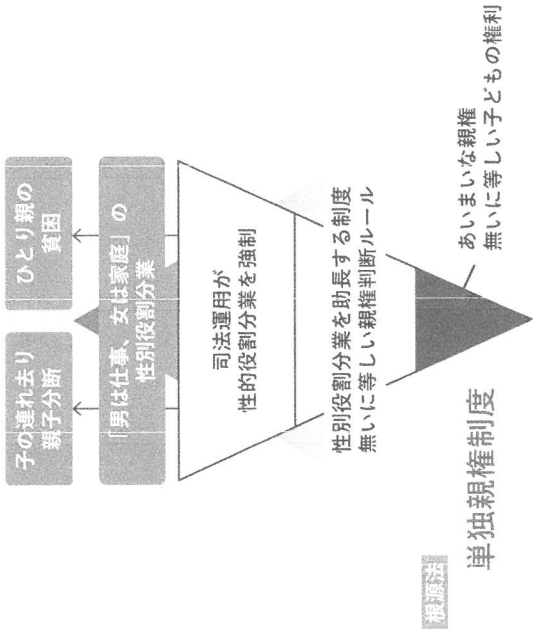
②婚姻関係と親子関係を切り離し男女平等の子育てをする法改正・ルール整備

現状の親子関係は「親権」として定義されるため、婚姻関係が無ければ親権を共同で持つことが出来ない。つまり、親子関係は婚姻関係に從属した存在となっている。元来親子関係は、生来の関係であり契約関係である婚姻関係とは異なる。共同親権社会に転換するためにも婚姻関係と親子関係をまず切り離し、その上に男女平等な子育てをする法改正・ルール整備をする必要がある。

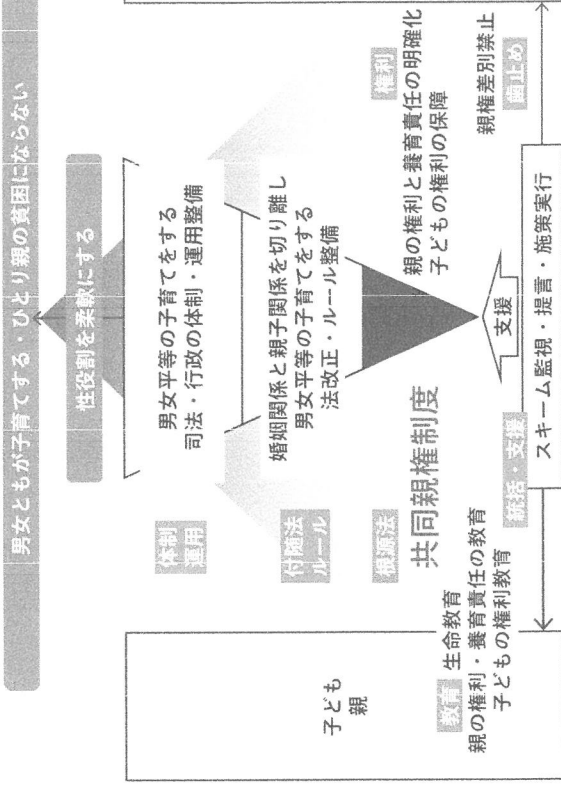
③男女平等の子育てを実現する司法・行政の体制・運用整備

民法の単独親権制度のもと、現場の家庭裁判所、行政機関、学校が一体となりの男女不平等な子育ての状態を作り出している。②の男女平等の子育てをする法改正・ルール整備をした上で、司法・行政の体制・運用整備をする必要がある。

現状：単独親権制度



共同親権制度転換後



別居・離婚後の親子関係を考える勉強会

2020年12月18日 午前10:00~11:45 (開場時間9:30)

大和市文化創造拠点シリウス1階やまと芸術文化ホールサブホール

講師：みたに 英弘 議員

衆議院議員 文部科学大臣政務官 内閣府大臣政務官 復興大臣政務官

協力：中村 一夫

大和市議会議員

勉強会参加対象者：各区市町村の議員 (参加費無料)



日本では、年間約21万人の子ども達が親の離婚を経験していると言われています。離婚をすると、子どもの親権は片方の親のみになり、別居している子どもと別居している側の親は法律上、親ではなくなってしまい、子どもと別居した親の交流（面会交流）は、全体の3割程度しかありません。これは必ずしも離婚成立後の話ではなく、親同士が不仲になった際、片親の気持ち一つで別居に至った場合においても同様の状況が引き起こされています。そこに制度課題、司法課題も介在しています。

大人都合の別居・離婚において、そこに子どもの意思は尊重されません。別居・離婚後においても、養育費・充実した面会交流により、子どもの視点を重視した、親の責務を問う社会について、一緒に考えていきましょう。

お問い合わせ・申し込み先

結の会/神奈川 子どもの権利を考える会 前田和弘 090-7737-1367 maechan280912@yahoo.co.jp